

定 款

一般社団法人ソーシャルユニバーシティ

一般社団法人ソーシャルユニバーシティ定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人ソーシャルユニバーシティと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、医療業界を中心とする各種業界で働く人々を対象に、医療を通じて地域社会に貢献する人材を育成することにより、地域社会の保険・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、上記の目的を達成するために、下記の事業を行う。

- (1) 学習を通じた人材の育成を目的とする事業
- (2) 薬剤師をはじめとする専門領域のプロフェッショナル人材の育成を目的とする事業
- (3) マネジメントに携わる人材の育成を目的とする事業
- (4) 人材、企業が共に学びあう場の提供を目的とする事業
- (5) 学習を通じた社会貢献を目的とする事業
- (6) 参加企業のリソースの共有を通じた相互成長を目的とする事業
- (7) 前各号に附帯する一切の業務

第3章 社 員

(会員、入会及び種別)

第5条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2. 当法人の会員となるためには、当法人所定の申込様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

3. 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法律上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人または団体

(会費等)

第6条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

第7条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合は、除名した会員にその旨を通知することを要する。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 1年以上会費等を納入しなかったとき。

(2) 総社員が同意したとき。

(3) 成年被後見人または被保佐人となったとき。

(4) 当該会員が死亡若しくは失踪宣告を受け、又は当法人が解散したとき。

(5) 除名されたとき。

2. 会員は、前項各号により資格を喪失したときは退会するものとする。

(会員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2. 当法人の会員に対する通知または催告は、会員名簿に記載した住所または会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第4章 社 員 総 会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第13条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎年事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

2. 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により指名された代表理事が招集する。当該代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により他の代表理事または理事がこれを招集する。

3. 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。

4. 前項の規定にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、理事会の決議により指名された代表理事がこれに当たる。

ただし、当該代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により、他の代表理事または理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第15条 社員総会の決議は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律第49条第2項に規定する事項またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名

- (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
3. 社員総会における議決権は、社員1名につき、1個とする。
4. 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般社団法人および一般財団法人に関する法律第58条の要件を満たしたときは、社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第16条 社員またはその法定代理人は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第18条 当法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2. 理事のうち1名以上を代表理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会において議決権を行使することができる社員の過半数が出席し、その過半数の決議によって選任する。

2. 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4. 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、第15条第2項の規定に従い、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第24条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第6章 理事会

(構成)

第25条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(招 集)

第27条 理事会は、直前の理事会において定めた代表理事がこれを招集し、会日の5日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2. 当該代表理事が欠けたとき又は当該代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3. 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第28条 理事会の議長は、理事会を招集した代表理事がこれに当たる。ただし、当該代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の代表理事または理事がこれに代わるものとする。

(決 議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第7章 計算

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第32条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認

を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2. 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配の禁止）

第33条 当法人は、剰余金を分配することができない。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第34条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第35条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 存続期間の満了
- (3) 法人の合併
- (4) 社員が欠けたとき
- (5) 法人の破産手続開始決定
- (6) 解散を命ずる裁判

（残余財産の帰属）

第36条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告方法）

第37条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

以上は当会社定款に相違ない。

2024年4月1日

一般社団法人ソーシャルユニバーシティ
代表理事 宮田 武志